
プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	債権の事業モデルに関する追加的な分析及び再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、債権の事業モデルについて、IFRS 会計基準を適用する欧州企業及び我が国の IFRS 任意適用企業における事例調査の結果を踏まえた ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 581 回企業会計基準委員会等¹では、フェーズ 1 の対象とする金融商品の分類アプローチについて、原則として保有目的に基づく分類から IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の事業モデルに基づく分類に移行しつつ、債権については回収事業モデル²のみとすることを提案していた。
3. 前項の提案について、第 581 回企業会計基準委員会等では、債権の事業モデルを回収事業モデルのみとした場合に実態を反映しない企業が生じる可能性や将来的に回収及び売却事業モデル³が必要となる状況が生じることを懸念する意見が聞かれた。この際、回収及び売却事業モデルの中で保有される債権（すなわち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債権（以下「FVOCI 債権」という。))に関する海外における事例調査を実施することがよいとの意見も聞かれた。
4. 前項の意見を踏まえ、本資料では、債権の事業モデルについて、IFRS 会計基準を適用する欧州企業及び我が国における IFRS 任意適用企業における事例調査の結果を踏まえた ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しする。

¹ 第 581 回企業会計基準委員会（2026 年 7 月 23 日開催）、第 259 回金融商品専門委員会（2026 年 7 月 14 日開催）及び第 44 回保険契約専門委員会（2026 年 7 月 15 日開催）を合わせて「第 581 回企業会計基準委員会等」という。

² 本資料では、IFRS 第 9 号 4.1.2 項(a)の契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルを「回収事業モデル」と記載する。

³ 本資料では、IFRS 第 9 号 4.1.2A 項(a)の契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルを「回収及び売却事業モデル」と記載する。

III. 欧州企業における事例調査の結果

(対象会社の選定と調査内容)

5. 業種や所在国にかかわらず欧州企業全体を調査対象とするため、欧州の株式市場全体を対象とした株価指数である STOXX® Europe 50⁴の構成企業のうち、IFRS 会計基準を適用する 49 社（別紙 1 参照）すべてを調査対象とした。
6. 今回調査では、直近の決算書（アニュアルレポート）により FVOCI 債権を有しているかどうかを確認した上で、FVOCI 債権を有している企業については、債権が回収及び売却事業モデルで保有されている理由について調査を実施した。

(調査結果)

7. ASBJ 事務局が調査したところ、今回調査対象とした欧州企業 49 社のうち、直近の期末日において FVOCI 債権を保有している企業は、次のとおりであった。

(単位：百万)

企業／業種	通貨	債権の計上額		うち FVOCI 債権 (B)	比率 (B/A)
			(A)		
金融業 A 社	EUR	貸付金	322, 775	423	0. 1%
金融業 B 社	EUR	貸付金	1, 156, 919	14, 026	1. 2%
金融業 C 社	EUR	貸付金	820, 499	3, 238	0. 4%
金融業 D 社	EUR	貸付金	490, 807	2, 480	0. 5%
金融業 E 社	EUR	貸付金	75, 100	70, 066	93. 3%
製造業（医薬品） F 社	GBP	営業 債権	6, 493	2, 346	36. 1%
製造業（医薬品） G 社	DKK	営業 債権	70, 856	43, 422	61. 3%

⁴ STOXX 社が算出する欧州の株式市場全体を対象とした株価指数
<https://stoxx.com/index/sx5p/>

企業／業種	通貨	債権の計上額		うち FVOCI 債権	比率 (B/A)
		(A)		(B)	
製造業（医薬品） H 社	USD	営業 債権	15, 177	2, 681	17. 7%
製造業（自動車） I 社	GBP	営業 債権	5, 041	10	0. 2%
エネルギー J 社	USD	営業 債権	52, 849	143	0. 3%
通信業 K 社	EUR	営業 債権	16, 842	9, 447	56. 1%

8. 前項のとおり、今回調査対象とした欧州企業 49 社のうち、FVOCI 債権を保有している企業は 11 社であった。業種別には金融業が 5 社と最多であり、続いて製造業（医薬品）が 3 社であった。また、保有する債権の過半が FVOCI 債権である企業も見受けられた。
9. さらに、上述した企業の決算書を確認したところ、FVOCI 債権（すなわち、回収及び売却事業モデルの中で保有される債権）に分類している主な理由は、次のとおりであった。
- (1) 顧客に対して生じた営業債権を売却するファクタリング契約がある。
 - (2) シンジケート・ローンを組成して売却するビジネスを行っている。

IV. 我が国の IFRS 任意適用企業における事例調査の結果

（対象会社の選定と調査内容）

10. 我が国の IFRS 任意適用企業における事例調査の対象について、直近の有価証券報告書において IFRS 会計基準を適用する企業を開示ネットにより検索し、該当する 295 社すべてを調査対象とした。
11. 今回調査では、開示ネットの検索機能を用いて、直近の有価証券報告書を対象に FVOCI 債権を有している可能性を示す用語（例：「包括利益を通じて」、「FVOCI」）を検索することにより、FVOCI 債権を有しているかどうかについて調査を実施した。

（調査結果）

審議事項(7)-2

12. ASBJ 事務局が調査した限り、我が国における IFRS 任意適用企業のうち、直近の有価証券報告書において FVOCI 債権を保有する企業は、次のとおりであった。

(単位：百万円)

企業／業種	債権の計上額 (A)		うち FVOCI 債権 (B)	比率 (B/A)
製造業（医薬品） L 社	営業債権及びその他の債権	844,312	66,424	7.9%
製造業（医薬品） M 社	営業債権及びその他の債権	71,754	22,523	31.4%
製造業（医薬品） N 社 ⁵	営業債権及びその他の債権	131,414	9,906	7.5%
金融業 O 社	営業債権及びその他の債権	3,865,302	4,447	0.1%
金融業 P 社	貸付金	1,121,591	127,138	11.3%
製造業（化学） Q 社	営業債権及びその他の債権	608,670	9,906	1.6%
製造業（機械） R 社	営業債権及びその他の債権	50,321	18,038	35.8%

13. 前項のとおり、今回調査対象とした我が国における IFRS 任意適用企業 295 社のうち、FVOCI 債権を保有している企業は 7 社であった。業種別には製造業（医薬品）が 3 社と最多であった。
14. また、上述した企業の有価証券報告書を確認したところ、FVOCI 債権（すなわち、回収及び売却事業モデルの中で保有される債権）に分類している主な理由は、現金の回収及び金融機関への売却を保有目的としているためであるとされていた。

V. ASBJ 事務局の追加的な分析

15. 第 581 回企業会計基準委員会等では、回収及び売却事業モデルの中で保有される債権は存在しうると考えられるものの、債権については活発な市場がない場合が多く、

⁵ 製造業（化学） Q 社の子会社である。

また売却することを意図していない場合が少なくないと考えられたことから、すべての企業に回収及び売却事業モデルに該当するかどうかの判定を要求することによる実務負荷を考慮して、債権については回収事業モデルのみとすることを提案していた。

16. この点、上述のとおり、FVOCI 債権に関する海外における事例調査を実施したところ（本資料第 5 項から第 9 項参照）、ファクタリング契約の存在やシンジケート・ローンの組成及び売却するビジネスであることを理由として、債権を回収及び売却事業モデルの中で保有している企業が一定程度存在していることが確認された。これらのうち、営業債権等のファクタリング契約については、我が国においても資金調達方法として一般的に行われていると考えられる。また、我が国の IFRS 任意適用企業における事例調査を実施したところ（本資料第 10 項から第 14 項参照）、債権を回収及び売却事業モデルの中で保有している企業が一定数見受けられた。
17. ここで、仮に債権について回収及び売却事業モデルを設けた場合の長所としては、次のことが考えられる。
 - (1) 頻繁に債権を売却する事業モデルを採用している企業にとっては、事業モデルを忠実に表現する会計処理を行うことができる。
 - (2) 債権について事業モデルを回収事業モデルのみとすると、将来的に回収及び売却事業モデルが必要となる状況が生じた場合には、会計基準の改正に関する手続が必要となり、適時に対応できないことが懸念される。一方、当初から債権について回収及び売却事業モデルに関する定めを設けておけば、そのような状況を回避することができる。
 - (3) IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 会計基準に従い作成する連結財務諸表を作成する上で、基本的に修正が不要となる。
18. 本資料第 16 項に記載のとおり欧州企業及び我が国の IFRS 任意適用企業においても債権を回収及び売却事業モデルの中で保有している企業数は必ずしも多くないものの一定数は見受けられる状況において、前項の長所を踏まえると、債権についても回収及び売却事業モデルを設けることが考えられる。

VI. ASBJ 事務局の再提案

19. 以上の分析を踏まえると、債権の事業モデルについての提案を見直し、債権につ

審議事項(7)-2

いても回収及び売却事業モデルの分類を設けることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 5 項から第 19 項の事務局の追加的な分析及び再提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙1：調査対象とした欧州企業の一覧

Bloomberg 端末により確認した 2026 年 4 月末時点における STOXX® Europe 50 の構成企業 50 社は、次のとおりである。このうち、IFRS 会計基準を適用している企業は 49 社ある。

#	企業名	適用する 会計基準	業種 ⁶	所在国 ⁷
1	RIO TINTO PLC (リオ・ティント)	IFRS 会計基準	素材	英国
2	L'OREAL (ロレアル)	IFRS 会計基準	生活必需品	フランス
3	VINCI SA (ヴァンシ)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	フランス
4	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA (BBVA)	IFRS 会計基準	金融	スペイン
5	BANCO SANTANDER SA (サンタンデール)	IFRS 会計基準	金融	スペイン
6	ASML HOLDING NV (ASML)	IFRS 会計基準	情報技術	オランダ
7	TOTALENERGIES SE (トタルエナジーズ)	IFRS 会計基準	エネルギー	フランス
8	AIR LIQUIDE SA (エア・リキード)	IFRS 会計基準	素材	フランス
9	SIEMENS ENERGY AG (シーメンス・エナジー)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	ドイツ
10	AXA SA (アクサ)	IFRS 会計基準	金融	フランス
11	BNP PARIBAS (BNP パリバ)	IFRS 会計基準	金融	フランス
12	RELX PLC (レレックス)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	英国
13	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP (ロンドン証券取引所グループ)	IFRS 会計基準	金融	英国
14	ESSILORLUXOTTICA (エシロールルックスオティカ)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	フランス
15	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI (モエヘネシー・ルイヴィトン)	IFRS 会計基準	一般消費財 サービス	フランス
16	SAFRAN SA (サフラン)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	フランス

⁶ Bloomberg が提供する業種の情報 (GICS_SECTOR_NAME) に基づいている。

⁷ Bloomberg における所在国の情報 (CNTRY_OF_DOMICILE) に基づいており、主たる事業所の所在国を示している。

審議事項(7)-2

#	企業名	適用する 会計基準	業種 ⁶	所在国 ⁷
17	NATIONAL GRID PLC (ナショナル・グリッド)	IFRS 会計基準	公益事業	英国
18	UNICREDIT SPA (ユニクレディト)	IFRS 会計基準	金融	イタリア
19	RHEINMETALL AG (ラインメタル)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	ドイツ
20	IBERDROLA SA (イベルドロラ)	IFRS 会計基準	公益事業	スペイン
21	UNILEVER PLC (ユニリーバ)	IFRS 会計基準	生活必需品	英国
22	HERMES INTERNATIONAL (エルメス・インターナショナル)	IFRS 会計基準	一般消費財 サービス	フランス
23	ING GROEP NV (ING グループ)	IFRS 会計基準	金融	オランダ
24	GSK PLC (GSK)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	英国
25	PROSUS NV (プロサス)	IFRS 会計基準	一般消費財 サービス	オランダ
26	SHELL PLC (シェル)	IFRS 会計基準	エネルギー	英国
27	ABB LTD-REG (ABB)	米国 会計基準	資本財・ サービス	スイス
28	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG (フィナンシエール・リシュモン)	IFRS 会計基準	一般消費財 サービス	スイス
29	NOVO NORDISK A/S-B (ノボ・ノルディスク)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	デンマー ク
30	ASTRAZENECA PLC (アストラゼネカ)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	英国
31	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC (ロールス・ロイス・ホールディング ス)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	英国
32	NESTLE SA-REG (ネスレ)	IFRS 会計基準	生活必需品	スイス
33	NOVARTIS AG-REG (ノバルティス)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	スイス
34	INTESA SANPAOLO (インテザ・サンパオロ)	IFRS 会計基準	金融	イタリア
35	UBS GROUP AG-REG (UBS グループ)	IFRS 会計基準	金融	スイス
36	ZURICH INSURANCE GROUP AG (チューリッヒ・インシュアランス・グ ループ)	IFRS 会計基準	金融	スイス

審議事項(7)-2

#	企業名	適用する 会計基準	業種 ⁶	所在国 ⁷
37	HSBC HOLDINGS PLC (HSBC ホールディングス)	IFRS 会計基準	金融	英国
38	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV (アンハイザー・ブッシュ・インベブ)	IFRS 会計基準	生活必需品	ベルギー
39	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC (ブリティッシュ・アメリカン・タバコ)	IFRS 会計基準	生活必需品	英国
40	SANOFI (サノフィ)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	フランス
41	ENEL SPA (エネル)	IFRS 会計基準	公益事業	イタリア
42	ROCHE HOLDING AG (ロシュ・ホールディングス)	IFRS 会計基準	ヘルスケア	スイス
43	SCHNEIDER ELECTRIC SE (シュナイダーエレクトリック)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	フランス
44	ALLIANZ SE-REG (アリアンツ)	IFRS 会計基準	金融	ドイツ
45	AIRBUS SE (エアバス)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	オランダ
46	SIEMENS AG-REG (シーメンス)	IFRS 会計基準	資本財・ サービス	ドイツ
47	MUENCHENER RUECKVER AG-REG (ミュンヘン再保険)	IFRS 会計基準	金融	ドイツ
48	BP PLC (BP)	IFRS 会計基準	エネルギー	英国
49	SAP SE (SAP)	IFRS 会計基準	情報技術	ドイツ
50	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG (ドイツテレコム)	IFRS 会計基準	コミュニケーション	ドイツ

以 上